

(証券コード：4183)
2010年5月31日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目5番2号

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中 稔 一

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2010年6月23日（水曜日）午後5時40分までに**到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合]

76頁記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、**2010年6月23日（水曜日）午後5時40分までに**議案に対する賛否をご入力、ご送信下さいますようお願い申し上げます。

なお、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

[重複行使の取扱い]

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2010年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第13期（自 2009年4月 1日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（自 2009年4月 1日）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://kabunushi.mitsui-chem.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

自 2009年4月 1日
至 2010年3月31日

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 全般的状況

当期のわが国経済は、昨年度末を景気の底として年度前半は景気の低迷が継続したものの、年度後半からは、中国を中心とする海外需要の回復を受け、輸出・生産が緩やかながらも回復傾向に転じ、個人消費も持ち直しの動きが見えはじめました。しかし、全般的に企業収益の低迷や雇用情勢の悪化により、厳しい状況が継続しました。

化学工業界におきましては、年度前半は昨年度の世界経済の急速な悪化の影響を受け、輸出・生産ともに極めて低水準であったものの、年度後半は、中国を中心とした海外需要の回復に牽引され、生産量は昨年度に比べ大幅に回復し、各社のコスト削減努力等により利益水準も回復傾向となりました。

このような情勢のもとで、当社グループは、徹底的なコスト削減に努めるとともに、マーケティング力強化に全力を傾注して拡販、増産を実施し、グループを挙げて収益改善に取り組んでまいりました。その結果、年度前半は190億円の営業損失であったものの、年度後半には95億円の営業利益を計上し、着実に回復軌道を迎えることができました。

しかしながら、当期の当社グループの業績は、年度前半の損失をカバーすることができず、売上高は1兆2,077億円（対前期比2,799億円減）、営業損失は95億円（対前期比360億円改善）、経常損失は131億円（対前期比377億円改善）、当期純損失は280億円（対前期比672億円改善）となりました。

(2) 事業部門別状況

① 機能材料部門

自動車・産業材は、需要回復が著しいアジア市場を中心に新規顧客の開拓を進め、足元の売上は好調であるものの、年度前半の大幅な需要減速の影響を受け、売上高が前期に比べ10%減少しました。

工業材料は、年度前半の自動車、家電及び住宅設備市場の需要減速の影響を受け、売上高が前期に比べ16%減少しました。

衛生材料は、年度前半の不織布の一部顧客の需要減と原燃料価格下落に伴う販売価格下落により、売上高が前期に比べ15%減少しました。

特殊ポリオレフィン及びエンジニアリングプラスチックは、年度後半の電子情報関連用途を中心とした需要回復により、売上高が前期に比べ14%増加しました。

半導体材料は、年度前半の半導体市場及び液晶市場における需要減速並びに子会社における三フッ化窒素プラント事故による生産量減少の影響を受け、売上高が前期に比べ20%減少しました。

エネルギー材料は、太陽電池封止材市場の需要拡大により、売上高が前期に比べ54%増加しました。

ポリウレタンは、年度前半のTDI及びMDIの需要減速に加え、海外市況の悪化や円高などにより、売上高が前期に比べ13%減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ589億円減の3,729億円、売上高全体に占める割合は31%となりました。また、営業損失は、コストダウンを進めたことに加え、年度後半における販売数量の回復や前期に計上した低価法による棚卸資産評価損の改善等により、前期に比べ84億円改善の76億円となりました。

② 先端化学品部門

眼鏡レンズ用材料や、メディカル材料などのヘルスケア材料は、年度後半は需要が回復したものの、年度前半の需要減速の影響を受け、本格的な復調には至らず、売上高が前期に比べ5%減少しました。

化成品は、需要減速と販売価格下落の影響により、売上高が前期に比べ45%減少しました。

農業化学品は、殺虫剤などの販売数量が伸び悩み、売上高が前期に比べ10%減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ128億円減の1,059億円、売上高全体に占める割合は9%となりました。また、営業利益は、コストダウンを進めたことにより、前期に比べ13億円増の86億円となりました。

③ 基礎化学品部門

エチレン及びプロピレンは、誘導品の需要回復により、生産量が前期に比べエチレンが6%、プロピレンが9%それぞれ増加しました。

フェノールは、販売数量が回復したものの、原燃料価格下落に伴う販売価格下落により、売上高が前期に比べ8%減少しました。

ビスフェノールAは、主要用途であるポリカーボネート樹脂向けを中心に販売数量が回復基調にあるものの、原燃料価格下落に伴う販売価格下落により、売上高が前期に比べ41%減少しました。

高純度テレフタル酸は、原燃料価格下落に伴い販売価格が下落したものの、販売数量の回復により、売上高が前期に比べ2%増加しました。

ペット樹脂（ポリエチレンテレフタレート）は、天候不順による国内ペットボトル向けの需要低迷により、売上高が前期に比べ29%減少しました。

エチレングリコール、エチレンオキサイド及びその誘導品は、原燃料価格下落に伴う販売価格下落により、売上高が前期に比べ32%減少しました。

ポリエチレン及びポリプロピレンは、販売数量が回復基調にあるものの、原燃料価格下落に伴う販売価格下落により、売上高が前期に比べポリエチレンが20%、ポリプロピレンが27%それぞれ減少しました。

以上の結果、当部門の売上高は、前期に比べ2,030億円減の7,098億円、売上高全体に占める割合は59%となりました。また、営業損失は、コストダウンを進めたことに加え、一部製品を除く販売数量の回復や低価法による棚卸資産評価損の改善等により、前期に比べ244億円改善の76億円となりました。

④ その他部門

当部門の売上高は、前期に比べ52億円減の191億円、売上高全体に占める割合は1%となりました。また、営業利益は、前期に比べ10億円増の11億円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は491億円であり、その主なものは、ミツイ エラストマーズ シンガポール社 (Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.) における α -オレフィンコポリマー「タフマー®」のプラント建設、市原工場における低密度ポリエチレンモノマー「1-ヘキセン」のプラント建設並びに岩国大竹工場におけるコストダウン及び温室効果ガス排出量削減を目的とした高純度テレフタル酸プラントの空気圧縮機改造のための投資であります。

(4) 資金調達の状況

当社は、所要資金の調達のため、2009年6月19日に100億円の無担保社債を発行いたしました。また、当社は激変する事業環境に対応するため、2009年10月末に2008年度を初年度とする4か年の中期経営計画の主要戦略を見直し、「新たな成長戦略」を策定いたしました。その具現化のための投融資資金調達とさらにはこれら投融資をスピーディーに意思決定するための財務体質強化を目的に、次のとおり公募及び第三者割当による募集株式の発行を実施し、総額約437億円の資金を調達いたしました。

区 分	発行株式数	1株当たり発行価額	調達金額	払込期日
公 募 増 資	206,000,000株	189.80円	39,099百万円	2009年12月 1日
第 三 者 割 当	24,000,000株	189.80円	4,555百万円	2009年12月16日

その他の所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。この結果、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ412億円減少し、4,942億円となりました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2009年4月1日をもって、農業化学品事業を当社の完全子会社である三共アグロ株式会社（2009年4月1日に「三井化学アグロ株式会社」に商号変更。）に承継させる吸収分割を行いました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ① 当社は、2009年4月1日をもって、当社を存続会社とし、当社の完全子会社である三井化学ポリウレタン株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ② 当社は、2009年4月1日をもって、当社を存続会社とし、当社の完全子会社である共同モノマー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、2009年4月1日をもって、株式交換により東セロ株式会社を完全子会社といたしました。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

事業年度	2006年4月 } 2007年3月	2007年4月 } 2008年3月	2008年4月 } 2009年3月	2009年4月 } 2010年3月
売上高(百万円)	1,688,062	1,786,680	1,487,615	1,207,735
営業損益(百万円)	91,678	77,176	△ 45,493	△ 9,461
経常損益(百万円)	95,478	66,146	△ 50,768	△ 13,132
当期純損益(百万円)	52,297	24,831	△ 95,237	△ 28,010
1株当たり当期純損益(円)	66.68	32.22	△ 125.46	△ 33.04
純資産(百万円)	570,252	564,227	398,131	419,004
総資産(百万円)	1,498,183	1,469,248	1,188,939	1,238,086

(注)上記の1株当たり当期純損益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社プライムポリマー	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
大阪石油化学株式会社	5,000	100.00	石油化学原料の製造及び販売
東セロ株式会社	3,450	100.00	合成樹脂フィルムなどの製造、加工及び販売
下関三井化学株式会社	3,000	100.00	燐系製品及び肥料の製造及び販売
Mitsui Chemicals America, Inc.	156百万米ドル	100.00	米国における事業の統括会社
Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.	120百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.	96百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
Siam Mitsui PTA Co., Ltd.	4,800百万 タイバツ	50.02	東南アジア地域における高純度テレフタル酸の製造及び販売
Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.	1,310百万 タイバツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	1,230百万 インドルピー	83.00	インドにおけるポリプロピレン自動車材の製造及び販売

(注) 1. 上記は、当社が直接出資している連結子会社のうち、資本金2,000百万円以上の会社であります。

2. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。

3. Mitsui Chemicals America, Inc. の資本金については、払込資本を記載しております。

4. 対処すべき課題

2010年度のがわが国経済は、高成長を続ける中国を中心としたアジアの需要拡大に伴い、アジアへの輸出依存度が高まる一方、国内需要は依然、低水準で推移するものと見込まれます。このような状況において、当社グループの事業環境は、2010年度後半から安価な原料を有する中東及び新鋭プラントを擁する中国からの石化製品が大量にアジアに供給されはじめることなど、非常に厳しい状況が継続することが予想されます。

当社グループは、このような厳しい状況を打開し、2010年度を新たな成長軌道への発射台とすべき「勝負の年」と位置付け、全社員一丸となって必達目標である黒字定着に向け、邁進してまいります。

このような事業環境のもと、当社グループは2010年度の業績を次のとおり予想しております。

事業年度	2010年度連結業績予想	2009年度連結業績
売上高 (百万円)	1,400,000	1,207,735
営業損益 (百万円)	35,000	△ 9,461
経常損益 (百万円)	29,000	△ 13,132
当期純損益 (百万円)	24,000	△ 28,010

当社グループは、2008年度を初年度とする4か年の中期経営計画において、経済・環境・社会の3軸経営の方針を掲げております。前述する事業環境の中で、当社グループは、次の点を2010年度の重点課題として取り組んでまいります。

(経済軸)

(1) 確実な黒字定着

- ① 事業環境変化に機敏に対応した収益構造見直し戦略の実行加速
- ② 黒字定着のための具体的行動計画の策定と早期実行

(2) 徹底したコストダウン

- ① 2009年1月より取り組んでいる緊急対策（労務費削減、経費40%削減）の継続
- ② 研究開発費の10%削減
- ③ 損益分岐点操業率の目標値70%に向けた各工場のコストダウン

(3) キャッシュフロー重視の運営

- ① 投融資の厳選
- ② 適正在庫管理
- ③ サプライチェーンマネジメント全般にわたる運転資金の圧縮

(環境軸)

G H G（温室効果ガス）原単位指数（注）の改善

- ① 2010年度G H G削減計画の実行
- ② 国の中期目標（二酸化炭素排出量を2020年までに1990年比25%削減）への対応

(注) 製品1トンを生産する際に排出されるG H G量（トン）が、当社が定める基準年度（1990年）からどれだけ小さくなったかを表す指標

(社会軸)

- (1) 事故・労働災害の撲滅
- (2) 化学物質総合管理体制の構築

当社グループは、昨今の激変する事業環境に対応するため、2009年10月末に次のとおり成長戦略の見直しを行いました。

- (1) 競争優位事業のグローバルな拡大
- (2) 持続可能な発展のための高付加価値事業の拡大
- (3) 地球環境との調和を担う新製品・新事業の創出

これらの成長戦略をスピーディーに実行し、「国内勝ち残り・海外事業拡大」を実現するため、2010年4月1日付で大幅な組織改正を行い、従来の3事業本部を6事業本部に再編し、経営体制の迅速性と柔軟性のより一層の強化を図ってまいります。

また、これらの成長戦略に基づき、2010年度中に具体的な数値目標を盛り込んだ次期中期経営計画を策定します。

なお、当社グループは、2009年11月、当社の子会社である下関三井化学株式会社において、火災・爆発事故を起こしてしまいました。株主の皆様をはじめ、負傷された方、近隣居住の皆様、関係ご当局の皆様、お客様など多くの方々に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。既に、社外の学識経験者にもご参加いただいた事故調査委員会において、事故原因の究明と再発防止策の立案を行い、関係ご当局や近隣居住の皆様へのご説明を終了いたしました。今後、再発防止のために必要な対策を講じた上で、操業再開に向けた準備をいたします。当社グループでは、今回の事故の重大さを厳粛に受け止め、改めて当社グループ一丸となって安全管理を再徹底し、事故・労働災害の撲滅に努めるとともに、再発防止策に全力を挙げて取り組んでまいります。

5. 主要な事業内容（2010年3月31日現在）

事業部門	主要製品・事業
機能材料	<p>エチレン・プロピレンゴム（三井EPT）、熱可塑性エラストマー（ミラストマー®）、α-オレフィンコポリマー（タフマー®）、接着性ポリオレフィン（アドマー®）、塗料用原料樹脂（ユーバン®、オレスター®、アルマテックス®）、ワックス（三井ハイワックス）、不織布（シンテックス®、タフネル®）、通気性フィルム（エスポアール®）、合成パルプ（SWP®）、ガス用及び給水・給湯用配管システム、特殊ポリオレフィン（TPX®、アペル®）、エンジニアリングプラスチック（アーレン®、オーラム®）、液晶シール剤（LCストラクトボンド®）、半導体材料（イクロステープ®、ペリクル、半導体用ガス）、電子回路材料（ネオフレックス®、CCDパッケージ）、トナーバインダー、ウレタン原料（TDI、MDI、PPG）、ウレタン樹脂（タケネート®、タケラック®）、二軸延伸ポリプロピレンフィルム、無延伸ポリプロピレンフィルム、直鎖状低密度ポリエチレンフィルム、太陽電池封止材（ソーラーエバ®）</p>
先端化学品	<p>ポリオレフィン製造用触媒、眼鏡レンズ用材料、医療材料、製紙材料（アクリルアמיד）、殺虫剤（トレボン®、スタークル®、スタークルメイト®、アルバリン®）、殺菌剤（クロルピクリン、ネビジン®）</p>
基礎化学品	<p>エチレン、プロピレン、フェノール、アセトン、α-メチルスチレン、メチルイソブチルケトン（MIBK）、イソプロピルアルコール、ビスフェノールA、エポキシ樹脂（エポミック®）、高純度テレフタル酸、ポリエチレンテレフタレート（三井PET）、エチレンオキサイド、エチレングリコール、エタノールアミン、ホルマリン、メタアクリル酸メチル（MMA）、液体アンモニア、尿素、メラミン、ヒドロキノン、レゾルシン、クレゾール、高密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン</p>

6. 主要な事業所等（2010年3月31日現在）

(1) 当 社

① 本 社（東京都）

② 支 店

名古屋支店（名古屋市）

大阪支店（大阪市）

福岡支店（福岡市）

③ 工 場

鹿島工場（茨城県神栖市）

市原工場（千葉県市原市）

茂原分工場（千葉県茂原市）

名古屋工場（名古屋市）

大阪工場（大阪府高石市）

岩国大竹工場（山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市）

徳山分工場（山口県周南市）

大牟田工場（福岡県大牟田市）

④ 研究開発部門

袖ヶ浦センター（千葉県袖ヶ浦市）

⑤ 海外事務所

北京事務所

(注)鹿島工場及び徳山分工場は、2009年4月1日をもって当社が三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併したことにより、当社の工場となりました。

(2) 重要な子会社

株式会社プライムポリマー（東京都、千葉県市原市、大阪府高石市）

大阪石油化学株式会社（東京都、大阪府高石市）

東セロ株式会社（東京都、茨城県古河市、静岡県浜松市）

下関三井化学株式会社（山口県下関市）

Mitsui Chemicals America, Inc.（米国）

Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Mitsui Elastomers Singapore Pte Ltd.（シンガポール）

Siam Mitsui PTA Co., Ltd.（タイ）

Mitsui Hygiene Materials Thailand Co., Ltd.（タイ）

Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt.Ltd.（インド）

7. 使用人の状況 (2010年3月31日現在)

事業部門別名称	使用人数(人)	対前期末増減(人)
機 能 材 料	4,513	△119
先 端 化 学 品	1,337	—
基 礎 化 学 品	3,030	△ 72
そ の 他	4,012	119
合 計	12,892	△ 72

8. 主要な借入先の状況 (2010年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	62,454
株式会社三井住友銀行	50,503
中央三井信託銀行株式会社	21,363
株式会社みずほコーポレート銀行	20,420
農 林 中 央 金 庫	17,979

(注)上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社三井住友銀行 4,000百万円

9. 企業集団の現況についてのご報告は、次により記載しております。

百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2010年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,022,020,076株
(3) 株主数 94,318人 (対前期末比8,729人増)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	51,802	5.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	50,114	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・ 東レ株式会社退職給付信託口)	37,425	3.73
三 井 物 産 株 式 会 社	34,740	3.46
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	21,946	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	19,155	1.91
三 井 生 命 保 険 株 式 会 社	18,030	1.79
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	17,123	1.70
三井住友海上火災保険株式会社	16,403	1.63
中央三井信託銀行株式会社	16,317	1.62

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (19,701,571株) を控除して計算しております。

2. 当社は、19,701,571株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2010年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 吉 建 二	
代表取締役社長	田 中 稔 一	業務執行全般統括。ニュービジネス推進室及び広報部担当
代表取締役副社長	山 口 彰 宏	社長補佐。新材料開発センター、研究本部及び内部統制推進室担当。研究本部長兼内部統制推進室長
代表取締役副社長	佐 野 鉦 一	社長補佐。SCM室及びIR・財務部担当。SCM室長
専務取締役	鈴 木 基 市	先端化学品事業本部担当。先端化学品事業本部長
専務取締役	得 丸 洋	社会・環境本部及びCSR委員会担当。社会・環境本部長
専務取締役	中 川 淳 一	基礎化学品事業本部担当。基礎化学品事業本部長
専務取締役	船 越 良 幸	生産・技術本部担当。生産・技術本部長
常務取締役	原 幸 雄	機能材料事業本部担当。機能材料事業本部長
常務取締役	大 村 康 二	経営企画室、支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.及びMitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd. 担当。 中国総代表兼経営企画室長兼同室経営企画部長
取 締 役	諫 山 滋	機能材料事業本部副本部長兼同本部企画開発部長
取 締 役	藤 田 照 典	研究本部副本部長兼同本部触媒科学研究所長
取 締 役	町 田 幸 雄	西村あさひ法律事務所弁護士
取 締 役	織 朱 實	関東学院大学法学部教授
取 締 役	田 中 哲 二	
常勤監査役	竹 下 安 郎	
常勤監査役	戸 木 秀 則	
監 査 役	伊 集 院 功	弁護士
監 査 役	村 本 久 夫	中央三井信託銀行株式会社名誉顧問
監 査 役	門 脇 英 晴	株式会社日本総合研究所特別顧問

- (注) 1. 取締役のうち町田幸雄氏、織朱實氏及び田中哲二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち伊集院功氏、村本久夫氏及び門脇英晴氏は、社外監査役であります。
 3. 2010年4月1日をもって、会長及び社外取締役以外の取締役の担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中稔一	業務執行全般統括。ニュービジネス推進室、工場、I R・広報部、中国総代表及び欧州総代表担当
代表取締役副社長	山口彰宏	社長補佐。新自動車材開発室、新材料開発センター、対外開発プロジェクト及び触媒科学国際シンポジウム担当
代表取締役副社長	佐野 鋳一	社長補佐。総務部、法務部、経理部及びリスク・コンプライアンス委員会担当
専務取締役	鈴木基市	機能化学品事業本部、SCM推進部、購買部、物流部及びシステム部担当
専務取締役	得丸洋	中国総代表
専務取締役	中川淳一	欧州総代表兼Mitsui Chemicals Europe GmbH社長
専務取締役	船越良幸	生産・技術本部担当。生産・技術本部長
常務取締役	原幸雄	ウレタン事業本部及び加工品事業本部担当。加工品事業本部長
常務取締役	大村康二	支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd.、経営企画部、関係会社統括部及び内部統制室担当。経営企画部長兼内部統制室長
取締役	諫山滋	機能樹脂事業本部、レスポンシブル・ケア部、品質保証部及びレスポンシブル・ケア委員会担当
取締役	藤田照典	研究本部担当。研究本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	19名 (3名)	498百万円 (29百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5名 (3名)	90百万円 (28百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	24名 (6名)	588百万円 (57百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額60百万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
3. 上記の金額には、2009年6月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名に対する2009年4月から退任時までの支給額が含まれております。

② 当事業年度において受け、又は受ける見込額が明らかになった報酬等

当社は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給を決議しております。同決議に基づく支給状況は、以下のとおりです。

- ・2009年6月24日退任者
取締役1名 242百万円 (支給済)
- ・2010年6月24日退任予定者
取締役1名 76百万円 (支給予定)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役町田幸雄氏は、西村あさひ法律事務所の弁護士であります。当社と西村あさひ法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役織朱實氏は、関東学院大学法学部の教授であります。当社と関東学院大学との間には特別な関係はありません。
- ・監査役村本久夫氏は、中央三井信託銀行株式会社の名誉顧問であります。中央三井信託銀行株式会社は、当社の議決権を1.65%保有する大株主であり、当社との間に資金の借入等の取引関係があります。
- ・監査役門脇英晴氏は、株式会社日本総合研究所の特別顧問であります。当社と株式会社日本総合研究所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）	監査役会（19回開催）
	出席回数	出席回数
取締役 町田幸雄	13回	—
取締役 織朱實	12回	—
取締役 田中哲二	14回	—
監査役 伊集院功	14回	19回
監査役 村本久夫	14回	19回
監査役 門脇英晴	12回	17回

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役町田幸雄氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、主にコンプライアンス推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役織朱實氏は、環境関連の専門知識と経験に基づき、主にレスポンシブル・ケア及び社会とのコミュニケーション推進の観点から発言を行っております。
- ・取締役田中哲二氏は、金融政策関連の専門知識及び中央アジア・中国を中心とするアジア全般での豊富な経験に基づき、主に経営の方向性確認の観点から発言を行っております。
- ・監査役伊集院功氏は、法的知識及び豊富な法曹界での経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役村本久夫氏は、行政機関における財政・税務の業務及び金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。
- ・監査役門脇英晴氏は、金融機関の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる広い知識と経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	113百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	190百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、職務を適切に遂行することが困難と判断したときは、会計監査人を解任し、又は会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とするよう取締役に対し請求します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務執行を行う取締役は、取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同会議には監査役が出席し、必要などときには意見を述べるができることとする。
- ③ 社内組織として内部統制推進室（2010年4月1日をもって内部統制室に名称変更。以下同じ。）を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの会計及び業務の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。
- ④ 社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的実施する。
- ⑤ 社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全社員に配布・周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に関係会社を含めたグループリスクの未然防止を確実に実行する体制をとる。また、リスク管理規則に基づき、リスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、担当取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ② リスクの顕在化により、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整える。
- ③ 社員が定期的リスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。
- ② 取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。また、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能をもつので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
- ② 子会社に派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制推進室が定期的に監査を実施し、業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- ② 監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- ③ 監査役は、会計監査人との間及び内部統制推進室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施する。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、企業価値の持続的向上を図っております。当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあるとの考えのもと、これをより一層強化して中長期的な企業価値向上のための基盤とすべく、「コア事業における技術開発」、「次世代技術の研究」、「知の総合化」といったR&D戦略を策定・実践しております。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のC S R活動の更なる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2007年4月3日開催の当社取締役会及び2007年6月26日開催の当社第10期定時株主総会の決議に基づき、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

① 本プランの目的

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するためのものです。

② 対象となる買付等

本プランは、次の a. 又は b. に該当する買付若しくはこれに類似する行為（以下「買付等」と総称し、買付等を行う買付者又は買付提案者を「買付者等」と総称します。）を適用対象とします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 本プランの発動に係る手続及び発動要件等

上記に定める買付等を行う買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案等の提示を要求することがあります。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報、資料等の提供を受けてから原則として最長60日間の検討期間（ただし、一定の場合には延長・再延長を行うことができます。）を設定し、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当する場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権（下記

④に定義されます。以下同じ。)の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が所定の要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

④ 本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社以外の当社の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、割り当てられます。本新株予約権の目的である株式は、原則として当社普通株式1株とします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額とします。

買付者等所定の要件に該当する者（以下「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、当社は、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに当社株式を交付することができます。

⑤ 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2010年3月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(注)当社は、2010年3月31日開催の取締役会において、本プランについて、2010年3月期に係る定時株主総会の承認を条件として、その内容を一部改定の上、更新することを決議し、第4号議案として当該更新に係る議案を本総会に上程いたします。更新後の当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の内容については、第13期定時株主総会招集ご通知55頁以下をご参照下さい。

(4) 上記各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）

当社のR&D戦略、コーポレート・ガバナンスの充実等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に資するものです。したがって、これらの各施策は基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでは

なく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- a. 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していること
- b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであること
- c. 有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止することができること等、株主の意思を重視するものであること
- d. 当社の業務執行を行う経営陣から独立した独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定すること
- e. 合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動しないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること
- f. 独立した第三者の助言を得ることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みが確保されていること
- g. 当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- h. デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）でも、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもないこと

6. 会社の現況についてのご報告は、次により記載しております。

- (1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	1,238,086	負 債 の 部	819,082
流 動 資 産	604,556	流 動 負 債	386,203
現金及び預金	74,602	支払手形及び買掛金	163,062
受取手形及び売掛金	256,610	短期借入金	96,884
たな卸資産	218,953	1年内返済予定の長期借入金	12,522
繰延税金資産	5,291	コマーシャル・ペーパー	1,000
その他	49,534	1年内償還予定の社債	30,011
貸倒引当金	△ 434	未払法人税等	6,652
		役員賞与引当金	38
固 定 資 産	633,530	修繕引当金	11,118
有形固定資産	498,183	その他	64,916
建物及び構築物	117,798	固 定 負 債	432,879
機械装置及び運搬具	190,472	社 債	124,000
土地	166,930	長期借入金	228,962
建設仮勘定	14,065	繰延税金負債	13,044
その他	8,918	退職給付引当金	36,137
無形固定資産	16,516	役員退職慰労引当金	337
投資その他の資産	118,831	修繕引当金	3,334
投資有価証券	99,324	環境対策引当金	11,671
長期貸付金	1,707	その他	15,394
繰延税金資産	3,235		
その他	15,872	純 資 産 の 部	419,004
貸倒引当金	△ 1,307	株 主 資 本	384,825
合 計	1,238,086	資 本 金	125,053
		資 本 剰 余 金	91,065
		利 益 剰 余 金	182,922
		自 己 株 式	△ 14,215
		評価・換算差額等	△ 7,542
		その他有価証券評価差額金	13,095
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△ 20,637
		少数株主持分	41,721
		合 計	1,238,086

連結損益計算書

自 2009年4月1日
至 2010年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		1,207,735
売上原価		1,039,515
売上総利益		168,220
販売費及び一般管理費		177,681
営業損失		9,461
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,900	
負ののれん償却額	1,469	
持分法による投資利益	3,858	
その他の	4,447	12,674
営業外費用		
支払利息	8,476	
その他の	7,869	16,345
経常損失		13,132
特別利益		
固定資産売却益	879	
投資有価証券売却益	10,701	11,580
特別損失		
固定資産処分損失	5,917	
減損損失	4,285	
関連事業損失	2,307	
投資有価証券評価損失	1,758	
その他の	261	14,528
税金等調整前当期純損失		16,080
法人税、住民税及び事業税	9,467	
法人税等調整額	2,186	11,653
少数株主利益		277
当期純損失		28,010

連結株主資本等変動計算書

自 2009年 4月 1日
至 2010年 3月 31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2009年 3月 31日 残高	103,226	69,238	221,721	△29,827	364,358
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	21,827	21,827			43,654
剰 余 金 の 配 当			△ 2,255		△ 2,255
当 期 純 損 失			△ 28,010		△ 28,010
自 己 株 式 の 取 得				△ 181	△ 181
自 己 株 式 の 処 分			△ 8,534	15,793	7,259
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	21,827	21,827	△ 38,799	15,612	20,467
2010年 3月 31日 残高	125,053	91,065	182,922	△14,215	384,825

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2009年 3月 31日 残高	7,319	△3	△21,766	△14,450	48,223	398,131
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						43,654
剰 余 金 の 配 当						△ 2,255
当 期 純 損 失						△ 28,010
自 己 株 式 の 取 得						△ 181
自 己 株 式 の 処 分						7,259
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,776	3	1,129	6,908	△ 6,502	406
当 期 変 動 額 合 計	5,776	3	1,129	6,908	△ 6,502	20,873
2010年 3月 31日 残高	13,095	0	△20,637	△ 7,542	41,721	419,004

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数 66社

・主な連結子会社の名称

㈱プライムポリマー、大阪石油化学㈱、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、
Siam Mitsui PTA Co.,Ltd.

当期より、佛山三井化学聚氨酯有限公司他2社については設立等に伴い、Grand Siam Composites Co.,Ltd.他1社については支配力基準を満たしたこと等により連結の範囲に含め、三井化学ポリウレタン㈱他4社は合併等に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

四国トーセロ㈱他7社の非連結子会社は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 30社

・主な持分法適用会社の名称

三井・デュボン ポリケミカル㈱、P.T. Amoco Mitsui PTA Indonesia

当期より、Grand Siam Composites Co.,Ltd.他1社については支配力基準を満たしたこと等により連結の範囲に含めたため持分法の適用対象から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

Siam Resin & Chemical Co.,Ltd.他1社の非連結子会社及び関連会社は、清算状態等であり重要性が乏しいため、持分法の適用対象から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、作新工業㈱、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Phenols Singapore Pte Ltd.、Siam Mitsui PTA Co.,Ltd.、Mitsui Hygiene Materials Thailand Co.,Ltd.他30社の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

- ② デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産 主として後入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法（ただし、建物については定額法）
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。
なお、当社は、業績の悪化を受け、前期に引続き引当金を計上しておりません。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、一括で費用処理しているほか、一部の連結子会社においてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法で費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
（会計方針の変更）
当期より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、本会計基準の適用に伴う割引率の変動はないため、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。
- ④ 役員退職慰労引当金 一部の国内連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

- ⑤ 修繕引当金 製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。
- ⑥ 環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法 原則として支出時に全額費用として処理しております。
(追加情報)
新株式発行に係る株式交付費
2009年11月13日開催の取締役会決議に基づき実施した公募及び第三者割当による新株式発行(230百万株)は、引受証券会社が引受価額で引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する、いわゆる「スプレッド方式」の売買引受契約によっております。
「従来の方式」では、引受証券会社に対して、引受手数料を支払うこととなりますが、「スプレッド方式」では、発行価格と引受価額との差額が事実上の引受手数料となりますので、引受証券会社に対する引受手数料の支払いはありません。本件新株式発行に係る引受価額と発行価格の差額の総額1,886百万円は、「従来の方式」によれば株式交付費として処理されるべき金額に相当します。
このため、「従来の方式」によった場合に比べ、資本金及び資本剰余金の合計額と当期の株式交付費は、それぞれ1,886百万円少なく、経常損失及び税金等調整前当期純損失は同額少なく計上されております。
- ② ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ③ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却については、20年以内の適切な償却期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産の金額	有形固定資産	780百万円
	無形固定資産	89百万円
	その他（投資その他の資産）	38百万円
	計	907百万円
担保に係る債務の金額	短期借入金	135百万円
	その他（流動負債）	7百万円
	計	142百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,087,364百万円
3. 保証債務等	保証債務	6,843百万円 ※
	保証予約	236百万円
	計	7,079百万円
※うち1,339百万円については、当社の保証に対し他社から再保証を受けております。 また、うち263百万円については、他社の保証債務に対し当社が再保証しているものです。		
4. 受取手形割引高		5百万円
5. たな卸資産の内訳	商品及び製品	143,766百万円
	仕掛品	4,273百万円
	原材料及び貯蔵品	70,914百万円
	計	218,953百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	792,020千株	230,000千株	－千株	1,022,020千株

(注) 公募及び第三者割当による増加

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	40,429千株	684千株	21,411千株	19,702千株

(注) 自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	684千株
株式交換による減少	21,211千株
単元未満株式の売渡しによる減少	200千株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2009年6月24日開催の第12期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	2,255百万円
・1株当たり配当額	3.00円
・基準日	2009年3月31日
・効力発生日	2009年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

① 2010年6月24日開催の第13期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	3,007百万円
・1株当たり配当額	3.00円
・基準日	2010年3月31日
・効力発生日	2010年6月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全で流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及び短期社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除いた額の一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除いた額の一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、為替及び金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（通貨スワップ取引、金利スワップ取引）を利用して一部についてヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2010年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	74,602	74,602	—
(2) 受取手形及び売掛金	256,610	256,610	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	50,336	48,696	△1,640
(4) 長期貸付金	440	487	47
(5) 支払手形及び買掛金	163,062	163,062	—
(6) 短期借入金	96,884	96,884	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	12,522	12,539	17
(8) 1年内償還予定の社債	30,011	30,274	263
(9) 社債	124,000	126,606	2,606
(10) 長期借入金	228,962	232,349	3,387
(11) デリバティブ取引計(*)	(137)	(137)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額42,895百万円）及び非上場優先出資証券（連結貸借対照表計上額6,900百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期貸付金の一部（連結貸借対照表計上額1,267百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、長期貸付金には含めておりません。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済又は返済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内返済予定の長期借入金、及び(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 1年内償還予定の社債、及び(9)社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金、買掛金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、大阪その他の地域において賃貸等不動産を有しております。これらの賃貸等不動産は重要性が乏しいため時価の記載を省略しております。

(追加情報)

当期より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	376.41円
2. 1株当たり当期純損失金額	33.04円

(重要な後発事象に関する注記)

(退職金・年金給付水準の見直し)

当社は、中長期の収益構造改善対策の一つとして、2010年4月に退職金・年金給付水準の見直しを行いました。

その一環として、給付利率の変更等を実施する前提にて算出した結果、退職給付債務は14,618百万円減額する見込みであります。

この退職給付債務の減額については、過去勤務債務に該当するため、当社の定める会計処理方法に従い、翌期において一括処理を行い、14,618百万円の特別利益を計上する予定であります。

(ご 参 考)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

自 2009年4月1日
至 2010年3月31日

(単位：億円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	702
投資活動によるキャッシュ・フロー	△429
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 25
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1
現金及び現金同等物の増減額	247
現金及び現金同等物の期首残高	479
連結範囲の変更等に伴う現金及び現金同等物の調整額	4
現金及び現金同等物の期末残高	730

(注)金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	961,978	負 債 の 部	679,273
流 動 資 産	362,592	流 動 負 債	302,424
現金及び預金	54,421	買掛金	112,970
受取手形	89	短期借入金	63,000
売掛金	161,938	1年内返済予定の長期借入金	5,410
商品及び製品	61,274	1年内償還予定の社債	30,000
仕掛品	1,808	未払金	31,857
原材料及び貯蔵品	32,265	未払費用	8,642
前払費用	1,178	預り金	41,490
未収入金	44,820	修繕引当金	7,491
その他	4,802	債務保証等損失引当金	1,223
貸倒引当金	△ 3	その他	341
固 定 資 産	599,386	固 定 負 債	376,849
有形固定資産	315,785	社債	120,000
建物	52,600	長期借入金	196,157
構築物	25,285	退職給付引当金	31,488
機械及び装置	80,530	修繕引当金	1,518
車両運搬具	282	環境対策引当金	11,671
工具、器具及び備品	4,655	その他	16,015
土地	145,256	純 資 産 の 部	282,705
リース資産	517	株 主 資 本	270,875
建設仮勘定	6,660	資 本 金	125,053
無形固定資産	7,845	資 本 剰 余 金	93,783
のれん	2,396	資本準備金	93,783
工業所有権	521	利 益 剰 余 金	66,254
諸利用権	738	利益準備金	12,506
ソフトウェア	4,190	その他利益剰余金	53,748
投資その他の資産	275,756	固定資産圧縮積立金	3,726
投資有価証券	54,150	配当引当積立金	10,000
関係会社株式	204,149	別途積立金	73,070
関係会社出資金	5,088	繰越利益剰余金	△ 33,048
長期貸付金	1,477	自 己 株 式	△ 14,215
長期前払費用	2,114	評価・換算差額等	11,830
その他	10,244	その他有価証券評価差額金	11,827
貸倒引当金	△ 1,466	繰延ヘッジ損益	3
合 計	961,978	合 計	961,978

損 益 計 算 書

自 2009年4月1日
至 2010年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		747,030
売 上 原 価		683,327
売 上 総 利 益		63,703
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		96,773
営 業 損 失		33,070
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,419	
そ の 他	3,790	11,209
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,379	
そ の 他	7,182	13,561
経 常 損 失		35,422
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	854	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,661	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	13,025	24,540
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	5,358	
固 定 資 産 売 却 損	114	
減 損 損 失	2,503	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	142	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,694	
関 連 事 業 損 失	2,175	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	178	12,164
税 引 前 当 期 純 損 失		23,046
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	398	
法 人 税 等 調 整 額	102	500
当 期 純 損 失		23,546

株主資本等変動計算書

自 2009年4月1日
至 2010年3月31日

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
2009年3月31日 残高	103,226	71,956	71,956	12,506	94,346	106,852	△29,827	252,207
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	21,827	21,827	21,827					43,654
剰 余 金 の 配 当					△ 2,255	△ 2,255		△ 2,255
当 期 純 損 失					△23,546	△ 23,546		△ 23,546
分割型の会社分割による減少					△ 6,263	△ 6,263		△ 6,263
自己株式の取得							△ 181	△ 181
自己株式の処分					△ 8,534	△ 8,534	15,793	7,259
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	21,827	21,827	21,827	—	△40,598	△ 40,598	15,612	18,668
2010年3月31日 残高	125,053	93,783	93,783	12,506	53,748	66,254	△14,215	270,875

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2009年3月31日 残高	6,898	8	6,906	259,113
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				43,654
剰 余 金 の 配 当				△ 2,255
当 期 純 損 失				△ 23,546
分割型の会社分割による減少				△ 6,263
自己株式の取得				△ 181
自己株式の処分				7,259
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,929	△5	4,924	4,924
当期変動額合計	4,929	△5	4,924	23,592
2010年3月31日 残高	11,827	3	11,830	282,705

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産圧縮積立金	配当引当積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
2009年3月31日 残高	4,212	10,000	148,070	△67,936	94,346
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 2,255	△ 2,255
当 期 純 損 失				△23,546	△23,546
分割型の会社分割による減少				△ 6,263	△ 6,263
自己株式の処分				△ 8,534	△ 8,534
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 486			486	—
別途積立金の取崩			△ 75,000	75,000	—
当期変動額合計	△ 486	—	△ 75,000	34,888	△40,598
2010年3月31日 残高	3,726	10,000	73,070	△33,048	53,748

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
時価法

時価のないもの

(2) デリバティブ

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品、製品、仕掛品、原材料
貯蔵品
市場開発品及び包装材料
補修用に使用される貯蔵品
その他貯蔵品

後入先出法
後入先出法
移動平均法
最終取得原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース
取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

なお、業績の悪化を受け、前期に引続き引当金を計上しておりません。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、一括で費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。
（会計方針の変更）
当期より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。
なお、本会計基準に伴う割引率の変動はないため、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。
- (4) 修繕引当金 製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。
- (5) 債務保証等損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。
- (6) 環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費
株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

同上

（追加情報）

2009年11月13日開催の取締役会決議に基づき実施した公募及び第三者割当による新株式発行（230百万株）は、引受証券会社が引受価額で引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する、いわゆる「スプレッド方式」の売買引受契約によっております。

「従来の方式」では、引受証券会社に対して、引受手数料を支払うこととなりますが、「スプレッド方式」では、発行価格と引受価額との差額が事実上の引受手数料となりますので、引受証券会社に対する引受手数料の支払いはありません。本件新株式発行に係る引受価額と発行価格の差額の総額1,886百万円は、「従来の方式」によれば株式交付費として処理されるべき金額に相当します。

このため、「従来の方式」によった場合に比べ、資本金及び資本準備金の合計額と当期の株式交付費は、それぞれ1,886百万円少なく、経常損失及び税引前当期純損失は同額少なく計上されております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		647,711百万円
2. 保証債務等	保証債務	14,592百万円 ※
	保証予約	200百万円
	計	14,792百万円
※うち1,339百万円については、当社の保証に対し他社から再保証を受けております。 また、うち263百万円については、他社の保証債務に対し当社が再保証しているものです。		
3. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	79,453百万円
	長期金銭債権	399百万円
	短期金銭債務	90,985百万円
	長期金銭債務	539百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
営業取引高	売上高	213,928百万円
	仕入高	269,636百万円
営業取引以外の取引高	受取利息	50百万円
	支払利息	154百万円
	貸貸料収入	883百万円
	資産譲渡高	13百万円
	資産購入高	3,232百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の数	19,701,571株
---------------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与	2,226
減価償却費超過額	2,197
退職給付引当金	20,600
投資有価証券評価損等	7,853
減損会計による減損損失	4,847
修繕引当金	3,658
環境対策引当金	4,738
撤去費用見積計上	2,504
繰越欠損金	34,940
その他	5,741
	<hr/>
繰延税金資産小計	89,304
評価性引当額	<u>△ 86,757</u>
繰延税金資産合計	2,547
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,013
固定資産圧縮積立金	△ 2,547
繰延ヘッジ損益	<u>△ 2</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 8,562</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>△ 6,015</u></u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置については不織布製造設備及び研究開発用設備の一部、工具、器具及び備品については研究開発用設備、電子計算機及びその周辺機器並びにその他の事務用機器の一部をリース契約により使用しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	282.05円
2. 1株当たり当期純損失金額	27.77円

(重要な後発事象に関する注記)

(退職金・年金給付水準の見直し)

当社は、中長期の収益構造改善対策の一つとして、2010年4月に退職金・年金給付水準の見直しを行いました。

その一環として、給付利率の変更等を実施する前提にて算出した結果、退職給付債務は14,618百万円減額する見込みであります。

この退職給付債務の減額については、過去勤務債務に該当するため、当社の定める会計処理方法に従い、翌期において一括処理を行い、14,618百万円の特別利益を計上する予定であります。

(企業結合等に関する注記)

(三井化学ポリウレタン株式会社との合併)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業（吸収合併存続会社）

結合企業の名称 三井化学株式会社

事業の内容 自動車・産業材、包装・機能材、生活・エネルギー材、電子・情報材、ポリウレタン材料、精密化学品、基礎原料、フェノール、合繊原料・ペット樹脂、工業薬品等の製造、加工及び売買並びにそれに附帯関連する業務等

② 被結合企業（吸収合併消滅会社）

被結合企業の名称 三井化学ポリウレタン株式会社

事業の内容 ポリウレタン原料、ポリウレタン樹脂、有機酸の製造、販売及び研究

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引（当社を吸収合併存続会社、三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併）

(3) 結合後企業の名称

三井化学株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、2009年4月1日に、当社完全子会社である三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併いたしました。これは2008年12月19日開催の取締役会における決議に基づき、2008年12月19日に同社と締結した合併契約によるものであります。なお、本件合併は会社法第796条第3項に基づく簡易合併であり、当社においては合併契約承認株主総会を開催いたしません。

また、三井化学ポリウレタン株式会社は、本合併に先立って、2009年4月1日に、会社分割により同社清水工場の事業を同社の完全子会社であるエムシー工業株式会社へ承継しております。

当社は、2008年度を初年度とする4か年の中期経営計画において機能材料事業本部の基本戦略に「機能性ポリマーズの拡大」掲げており、機能性ポリマーズの一つであるポリウレタン事業をコア事業と位置付けております。

当社は、市場拡大が継続するポリウレタン事業の競争力を強化するため、迅速かつ集中的な経営資源の投入による事業規模の拡大とグループシナジー効果の最大化を図ることを目的として、三井化学ポリウレタン株式会社を吸収合併することといたします。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2010年5月13日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中稔一 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井化学株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2010年4月に退職金・年金給付水準の見直しを行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2010年5月13日

三井化学株式会社

代表取締役社長 田中稔一 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園 マリ ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 狩野茂行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2010年4月に退職金・年金給付水準の見直しを行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2009年4月1日から2010年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、また、子会社に赴き調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2010年5月19日

三井化学株式会社 監査役会

常勤監査役	竹 下 安 郎	㊞
常勤監査役	戸 木 秀 則	㊞
社外監査役	伊集院 功	㊞
社外監査役	村 本 久 夫	㊞
社外監査役	門 脇 英 晴	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重点課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元及び今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案いたします。

配当につきましては、連結配当性向及び連結自己資本配当率（D O E）を勘案し、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元及び安定的な配当の継続に努めてまいります。具体的には、連結配当性向25%以上、かつ、D O E 2%以上を目標とする方針としております。

内部留保につきましては、更なる成長・拡大加速及び目指すべき事業ポートフォリオの実現加速のための積極的な投融資、革新的な新技術創出のための研究開発等に充当し、業績の向上を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期業績が2期連続の損失計上のやむなきに至り、かつ今後の事業環境の見通しが不透明な状況ではありますが、株主の皆様への利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

当期は中間配当を見送りとさせていただいたことから、通期では前期に比べ減配となり誠に申し訳なく存じておりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金3円、総額3,006,955,515円といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2010年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金に欠損が生じたため、その補填を目的として、次のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 45,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 45,000,000,000円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（15名）の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、14名のうち3名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふじ よし けん じ 藤 吉 建 二 (1944年2月14日生)	1969年 4月 当社入社 1997年 6月 当社取締役 2001年 6月 当社常務取締役 2003年 6月 当社専務取締役 2005年 6月 当社代表取締役社長 2009年 6月 当社代表取締役会長 現在に至る	76,000株
2	た なか とし かず 田 中 稔 一 (1945年2月7日生)	1968年 4月 東洋高压工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社 1999年 6月 当社取締役 2003年 6月 当社常務取締役 2005年 6月 当社代表取締役副社長 2009年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る (業務執行全般統括。ニュービジネス推進室、工場、I R・広報部、中国総代表及び欧州総代表担当)	43,000株
3	さ の こう いち 佐 野 鋌 一 (1948年8月30日生)	1971年 4月 当社入社 2003年 6月 当社執行役員 2005年 6月 当社常務取締役 2009年 6月 当社代表取締役副社長 現在に至る (社長補佐。総務部、法務部、経理部及びリスク・コンプライアンス委員会担当)	26,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	すず き き いち 鈴木基市 (1949年5月23日生)	1973年 4月 三井東圧化学㈱入社 2003年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2005年 6月 当社執行役員 機能化学品事業グループ精密化学品事業部長 2007年 4月 当社常務執行役員 先端化学品事業本部長 2007年 6月 当社常務取締役 先端化学品事業本部長 2009年 6月 当社専務取締役 先端化学品事業本部長 2010年 4月 当社専務取締役 現在に至る (機能化学品事業本部、SCM推進部、購買部、物流部及びシステム部担当)	10,000株
5	ふな こし よし ゆき 船越良幸 (1950年4月13日生)	1976年 4月 三井東圧化学㈱入社 2004年 6月 当社執行役員 業革推進室長 2004年 9月 当社執行役員 生産・技術部門大阪工場長 2007年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部副本部長兼同本部生産統括部長 2008年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部副本部長兼同本部生産統括部長兼SCM室長 2009年 4月 当社常務執行役員 生産・技術本部副本部長 2009年 6月 当社専務取締役 生産・技術本部長 現在に至る (生産・技術本部担当)	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	はら ゆき お 原 幸 雄 (1952年6月25日生)	1977年 4月 当社入社 2005年 6月 当社執行役員 経営企画部長 2009年 4月 当社常務執行役員 機能材料事業本 部副本部長 2009年 6月 当社常務取締役 機能材料事業本部 長 2010年 4月 当社常務取締役 加工品事業本部長 現在に至る (ウレタン事業本部及び加工品事業 本部担当)	19,000株
7	おお むら やす じ 大 村 康 二 (1954年2月14日生)	1979年 4月 当社入社 2005年 6月 当社執行役員 基礎化学品事業グ ループ企画管理部長 2007年 4月 当社執行役員 基礎化学品事業本部 P T A ・ P E T 事業部長 2009年 4月 当社常務執行役員 経営企画室経営 企画部長 2009年 6月 当社常務取締役 中国総代表兼経営 企画室長兼同室経営企画部長 2010年 4月 当社常務取締役 経営企画部長兼内 部統制室長 現在に至る (支店、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH、 Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、Mitsui Chemicals (Shanghai) Co., Ltd.、経営企画部、関係会社統 括部及び内部統制室担当)	20,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	いさ やま しげる 諫 山 滋 (1954年6月27日生)	1980年 4月 当社入社 2007年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部電 子・情報材事業部長 2009年 4月 当社執行役員 機能材料事業本部企 画開発部長 2009年 6月 当社取締役 機能材料事業本部副本 部長兼同本部企画開発部長 2010年 4月 当社取締役 現在に至る (機能樹脂事業本部、レスポンシブ ル・ケア部、品質保証部及びレスポ ンシブル・ケア委員会担当)	4,000株
9	ふじ た てる のり 藤 田 照 典 (1957年11月30日生)	1982年 4月 当社入社 2008年 4月 当社執行役員 研究本部触媒科学研 究所長 2009年 6月 当社取締役 研究本部副本部長兼同 本部触媒科学研究所長 2010年 4月 当社取締役 研究本部長 現在に至 る (研究本部担当)	9,000株
10	いわ ぶち しげる 岩 淵 滋 (1952年1月31日生)	1974年 4月 当社入社 2003年10月 当社執行役員 ポリエチレン事業部 長 2005年 4月 当社執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー取締役 企画管 理部長 2007年 4月 当社常務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー取締役 企画管 理部長 2007年 6月 当社常務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー代表取締役社長 2009年 6月 当社専務執行役員待遇嘱託 (株)プライムポリマー代表取締役社長 2010年 4月 当社専務執行役員 現在に至る (石化事業本部及び基礎化学品事業 本部担当)	14,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	お つじ しん いち 尾 辻 信 一 (1952年5月3日生)	1976年 4月 三井東圧化学㈱入社 2006年 6月 当社購買部長 2007年 4月 当社執行役員 生産・技術本部大牟 田工場長 2010年 4月 当社執行役員 現在に至る (人事部、CSR推進部及びCSR 委員会担当)	5,600株
12	た なか てつ じ 田 中 哲 二 (1942年6月16日生)	1967年 4月 日本銀行入行 1993年 5月 同行国際局参事 1993年10月 日本銀行よりキルギス共和国に派遣 (中央銀行最高顧問・大統領特別経 済顧問) 1995年 4月 中央アジア・キルギス日本センター 館長 1995年11月 日本銀行考査役 1995年12月 キルギス共和国大統領海外経済顧問 及び中央銀行総裁海外顧問 現在に 至る 1997年 6月 ウズベキスタン共和国銀行協会特別 顧問 現在に至る 1998年 2月 (株)東芝常勤顧問 2002年12月 カザフスタン共和国経済・予算計画 大臣顧問 2003年 2月 国連大学学長上級顧問 現在に至る 2005年 6月 中央アジア・コーカサス研究所副理 事長兼所長 現在に至る 2005年 9月 拓殖大学国際学部客員教授 現在に 至る 2007年 5月 カザフスタン共和国文部科学大臣顧 問 現在に至る 2007年 6月 当社取締役 現在に至る 2007年11月 日本・キルギス交流協会理事長 現 在に至る 2009年 4月 国士舘大学大学院グローバルアジア 研究科客員教授 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
13	なが い た え こ 永 井 多 恵 子 (1938年1月30日生)	1960年 4月 日本放送協会入局 1990年 8月 日本放送協会浦和（現、さいたま） 放送局長 1993年 6月 日本放送協会解説主幹（文化・教 育） 1997年 4月 世田谷文化生活情報センター館長 2005年 1月 日本放送協会副会長 2009年 6月 財団法人せたがや文化財団副理事長 現在に至る	0株
14	すず き よし お 鈴 木 芳 夫 (1945年11月1日生)	1970年 4月 検事任官 1983年 4月 司法研修所教官 1987年 3月 法務省訟務局租税訟務課長 1997年 6月 東京高等検察庁刑事部長 1999年 4月 大津地方検察庁検事正 2003年 2月 最高検察庁総務部長 2006年12月 広島高等検察庁検事長 2008年 1月 検事退官 2008年 4月 中央大学法科大学院教授 現在に至 る 弁護士登録 一番町総合法律事務所入所 現在に 至る 重要な兼職の状況 一番町総合法律事務所 弁護士	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 田中哲二、永井多恵子及び鈴木芳夫の各氏は、社外取締役候補者であります。

3. 田中哲二、永井多恵子及び鈴木芳夫の各氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、以下のとおりであります。

(1) 田中哲二氏

長く日本銀行にご勤務され、現在は国連大学学長上級顧問などを務められるとともに、中央アジア各国の政府及び金融関係団体の顧問などとして幅広くご活躍されています。各方面での豊富なご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(2) 永井多恵子氏

長く日本放送協会にご勤務され、現在は文化財団の副理事長などを務められております。文化・教育をはじめとする専門の知識とご経験をもとに、当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

(3) 鈴木芳夫氏

長く検察庁及び法務省にご勤務され、専門の知識を有しておられます。豊富な法曹界でのご経験をもとに、当社のコンプライアンス推進に有益なご助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

4. 田中哲二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年間となります。
5. 現在、当社と田中哲二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。同氏が再任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、永井多恵子及び鈴木芳夫の各氏が選任された場合、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役竹下安郎氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
こがよしのり 古賀義徳 (1950年12月1日生)	1974年 4月 三井東圧化学㈱入社 2002年 6月 当社 I R ・ 広報室長 2004年 6月 当社理事 I R ・ 広報室長 2005年 6月 当社執行役員 財務部長 2007年 4月 当社執行役員 社長付 2007年 6月 当社執行役員待遇嘱託 ㈱プライムポリマー取締役 企画管理部長 2009年 6月 当社執行役員待遇嘱託 ㈱プライムポリマー常務取締役 企画管理部長 現在に至る	13,000株

(注)候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2007年4月3日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件として、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年6月26日開催の当社第10期定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとされております。つきましては、引き続き当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1997年10月の発足以来、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して、高品質の製品とサービスをお客様に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、当社発足10周年を迎えた2007年には、次の10～15年の更なる成長を目指した三井化学グループの経営の基本骨格、すなわち「グランドデザイン」を策定しました。この中で、「目

指すべき企業グループ像」を15～20年先まで見据え、「『化学』、『革新』、『夢』の三井化学～絶えず革新を追求し、化学のちからで夢をかたちにする企業グループ」と改訂しました。さらに、8～10年で実現を目指す長期経営目標を「収益目標（経済軸）」、「環境目標（環境軸）」、「社会目標（社会軸）」についてそれぞれ定め、経済・環境・社会の3軸のバランスのとれた経営を実現し、企業価値の持続的向上を図ることとしました。収益目標では、営業利益1,500億円以上、ROA（総資産営業利益率）で10%以上を目指しています。環境目標では、GHG（温室効果ガス）原単位指数の引下げと産業廃棄物ミニマム化、非化石原料活用技術の開発に取り組んでいます。また、社会目標では、世界最高の労働安全水準の達成を目指しています。

2011年度を最終年度とする2008年度中期経営計画においては、これらの目標を早期に実現するため、「長期収益目標実現に向けた成長・拡大のスピードアップ」、「目指すべき事業ポートフォリオの実現加速」及び「革新的な新技術の創出」を基本戦略として具体的施策を策定し、実行してまいりました。

このような中で、2008年後半の金融危機に端を発した経済不況により、当社の事業環境が激変したことから、当社は、2009年10月に成長戦略の見直しを行いました。当社の新たな成長戦略は、次の3点からなっており、当社は、この推進に際して、必要に応じ他社との提携やM&Aを実施し、事業拡大と新事業創出のスピードアップを図る予定です。

- ① 競争優位事業のグローバルな拡大
- ② 持続可能な発展のための高付加価値事業の拡大
- ③ 地球環境との調和を担う新製品・新事業の創出

当社の企業価値の源泉は、高機能・高品質な製品の開発を可能とする高い技術力にあります。当社は、この新製品開発を促進するため、2009年10月に「新材料開発センター」を新設し、次世代自動車材、高機能フィルム・シート、先端素材の3領域で、当社独自の技術・素材を活かした新製品の開発を進めています。さらに、中長期的な事業拡大のため、同時期に、「ニュービジネス推進室」を新設し、資源・環境・エネルギー問題に対する「化学」の果たすべき役割とチャンスを活かした次世代大型事業の創出に取り組んでいます。こうした高機能・高品質な新製品の開発、技術力の維持・向上には、高度な専門性を有する有能な人材が不可欠です。当社は、従業員との間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした有能な人材の育成・確保に努めております。

さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。中でも、コーポレート・ガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルー

ル遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

上記のとおり、当社は、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述のとおり、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、化学工業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の革新的な企業風土を背景とした事業ポートフォリオの変革、中長期的視点に立った研究開発その他適正な経営資源の配分、環境・安全・品質の確保等を通じたステークホルダーとの信頼関係の維持等といった取組みを積極的に実行していくことが必要です。当社株式の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であるとの判断のもと旧プランを導入したものでありますが、これらの事情は現在においても変化はないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本更新を行うことを決定いたしました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等（下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については資料1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、一定の場合には株主の皆様ご意思確認を行い、また、株主の皆様ごに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料2のとおりです。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の①又は②に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（当社が石油化学基礎原料、工業薬品、合成繊維原料、自動車・産業材、電子・情報材、農薬、歯科材料等、極めて広範な事業を展開していること、そのために関係する取引先が幅広い業界に及ぶこと、及び世界14か国に96の連結対象会社があり、当社グループの事業規模が大きいこと等に鑑み、原則として60日以内とします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間（上記①記載の当社の特性に鑑み、原則として60日以内とします。ただし、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までには本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む個別の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)①に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（原則として30日以内とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(d)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社及びその関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

- (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②に基づき当社による本新株予約権の

取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込の取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者⁹、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者¹⁰、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者¹¹ (以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹⁰ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

② 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2013年3月期（2012年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に本新株予約権無償割当て決議を行うものとします。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本更新の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2010年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. (1)「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記3. (1)「本プランの目的」にて記載したとおり、本定時株主総会において承認可決の決議がなされることが条件とされています。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとされています。

さらに、上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます(上記3. (2)「本プランの概要」(b)にて記載したとおり、本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、資料2のとおりです。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を

最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3. (4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3. (3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社の取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様に与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様に与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3. (3)「本プランの発動に係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様か

ら本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

(資料1) 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、下記①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認

⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

(資料2) 独立委員会委員の候補者 (五十音順)

伊集院 功 (いじゅういん いさお)

1964年 4月 弁護士登録

1975年 2月 長島・大野法律事務所 (現長島・大野・常松法律事務所) パートナー

2005年 1月 同法律事務所顧問

2005年 6月 当社監査役 (現職)

2009年12月 長島・大野・常松法律事務所顧問 退任

※ 伊集院功氏は、現在、当社の会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

鈴木 芳夫 (すずき よしお)

1970年 4月 検事任官

1983年 4月 司法研修所教官

1987年 3月 法務省訟務局租税訟務課長

1997年 6月 東京高等検察庁刑事部長

1999年 4月 大津地方検察庁検事正

2003年 2月 最高検察庁総務部長

2006年12月 広島高等検察庁検事長

2008年 1月 検事退官

2008年 4月 中央大学法科大学院教授 (現職)

弁護士登録

一番町総合法律事務所入所 (現職)

2010年 6月 当社取締役就任予定

※ 鈴木芳夫氏は、本定時株主総会において、その取締役への選任議案が承認可決された場合には、当社の会社法第2条第15号に規定される社外取締役として就任する予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

田中 哲二（たなか てつじ）

- 1967年 4月 日本銀行入行
- 1993年 5月 同行国際局参事
- 1993年10月 日本銀行よりキルギス共和国に派遣（中央銀行最高顧問・大統領特別経済顧問）
- 1995年 4月 中央アジア・キルギス日本センター館長
- 1995年11月 日本銀行考査役
- 1995年12月 キルギス共和国大統領海外経済顧問及び中央銀行総裁海外顧問（現職）
- 1997年 6月 ウズベキスタン共和国銀行協会特別顧問（現職）
- 1998年 2月 株式会社東芝常勤顧問
- 2002年12月 カザフスタン共和国経済・予算計画大臣顧問
- 2003年 2月 国連大学学長上級顧問（現職）
- 2005年 6月 中央アジア・コーカサス研究所副理事長兼所長（現職）
- 2005年 9月 拓殖大学国際学部客員教授（現職）
- 2007年 5月 カザフスタン共和国文部科学大臣顧問（現職）
- 2007年 6月 当社取締役（現職）
- 2007年11月 日本・キルギス交流協会理事長（現職）
- 2009年 4月 国土舘大学大学院グローバルアジア研究科客員教授（現職）

※ 田中哲二氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会において、その取締役への選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任される予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

遠山 敦子（とおやま あつこ）

1962年 4月 文部省入省
1991年 6月 同省教育助成局長
1992年 7月 同省高等教育局長
1994年 7月 文化庁長官
1996年 6月 駐トルコ共和国大使
2000年 4月 国立西洋美術館長
2001年 4月 文部科学大臣
2004年 4月 財団法人パナソニック教育財団理事長（現職）
2005年 4月 財団法人新国立劇場運営財団理事長（現職）
2007年 3月 財団法人トヨタ財団理事長（現職）
2008年 6月 株式会社電通社外監査役（現職）

※ 遠山敦子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

永井 多恵子（ながい たえこ）

1960年 4月 日本放送協会入局
1990年 8月 日本放送協会浦和（現、さいたま）放送局長
1993年 6月 日本放送協会解説主幹（文化・教育）
1997年 4月 世田谷文化生活情報センター館長
2005年 1月 日本放送協会副会長
2009年 6月 財団法人せたがや文化財団副理事長（現職）
2010年 6月 当社取締役就任予定

※ 永井多恵子氏は、本定時株主総会において、その取締役への選任議案が承認可決された場合には、当社の会社法第2条第15号に規定される社外取締役として就任する予定です。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト<http://www.web54.net>をご利用いただくことによつてのみ可能です。同ウェブサイトへは、パーソナルコンピュータによるアクセスが可能となっております。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力し、画面の案内に従って行って下さい。

(1) 議決権行使のお取り扱い

- ① インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時40分までに行ってくださいようお願いいたします。
- ② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ③ インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

(2) パスワードのお取り扱い

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取り扱い下さい。また、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えできません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまい、パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

(3) システムに関する環境条件

議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、次のシステム環境をご確認下さい。

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること
 - ア. マイクロソフト社Microsoft[®] Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
 - イ. アドビシステムズ社Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™] Ver. 4.0以降又は、Adobe[®] Reader[®] Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft[®]及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ③ 同ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用下さい。
- ④ お勤め先の会社などからインターネットに接続される場合、インターネットの接続に、ファイアウォール等設定によりインターネット上での通信が制限されることがありますので、システム管理者の方にご確認下さい。

(4) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(65)2031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

- ② その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせ下さい。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(78)2031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

2. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

会場ご案内図

東京都千代田区霞が関三丁目3番2号 新霞が関ビル ロビー階 全社協・灘尾ホール
TEL.03 (3580) 0988

- | | |
|-----------|-------------------|
| 地下鉄 銀座線 | 虎ノ門駅11番出口より徒歩4分 |
| 日比谷線・千代田線 | 霞ヶ関駅A13番出口より徒歩7分 |
| 丸ノ内線 | 霞ヶ関駅A4番出口より徒歩9分 |
| 千代田線・丸ノ内線 | 国会議事堂前駅3番出口より徒歩8分 |
| 銀座線・南北線 | 溜池山王駅8番出口より徒歩8分 |

J R 新橋駅で銀座線乗り換え、虎ノ門駅下車

